

NTT東西による「サービス卸」の在り方について

NTT東西による「サービス卸」の提供計画

本年5月13日、NTTは、NTT東西が平成26年度第3四半期以降に「サービス卸」を提供すると発表。

世界初の光アクセス「サービス卸」

NTT

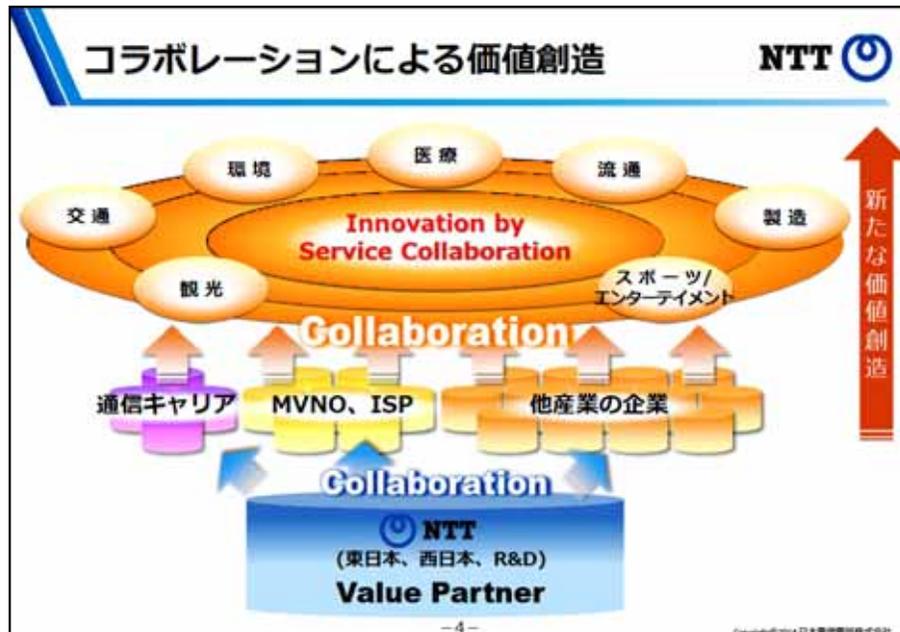
- NTT東西による光アクセスの「サービス卸」
 - 光アクセスの本格的「サービス卸」は**世界初**
 - 幅広い分野の多様なプレイヤーに**公平**に提供
 - 現行の法制度下で提供可能
(従来の接続制度下における設備等の提供も継続)
- NTT東西は「バリューパートナー (Value Added Enabler)」として多様なプレイヤーによる新たなサービス創出を下支え (ビジネスモデルの変革)

「光コラボレーションモデル」

「光コラボレーションモデル」

NTT

従来	「光コラボレーションモデル」
NTT東西が、直接、光アクセスサービスをエンドユーザに提供	多様なプレイヤーが、NTT東西から光アクセスの「サービス卸」を受け、 自社の強みと組み合わせ、自社サービスとして エンドユーザに提供
B2C	B2B2C



今後のスケジュール

NTT

2014年度 第1四半期	第2四半期	第3四半期～
★ 本日	★ NTT東西が概要(提供条件等)を提示	提供開始

事業者様向け事前お問い合わせ窓口

NTT東日本 ビジネス開発本部 03-5359-7159 hikari_collabo@ml.east.ntt.co.jp
NTT西日本 ビジネスデザイン部 06-4793-5771 hikari_collabo@ml.hq.west.ntt.co.jp

別添 光コラボレーションモデル(サービス卸) 提供条件概要

光コラボレーションモデル(サービス卸)の提供条件について、現時点での検討の方向性は以下のとおりです。今後の検討によっては、変更となる場合があります。

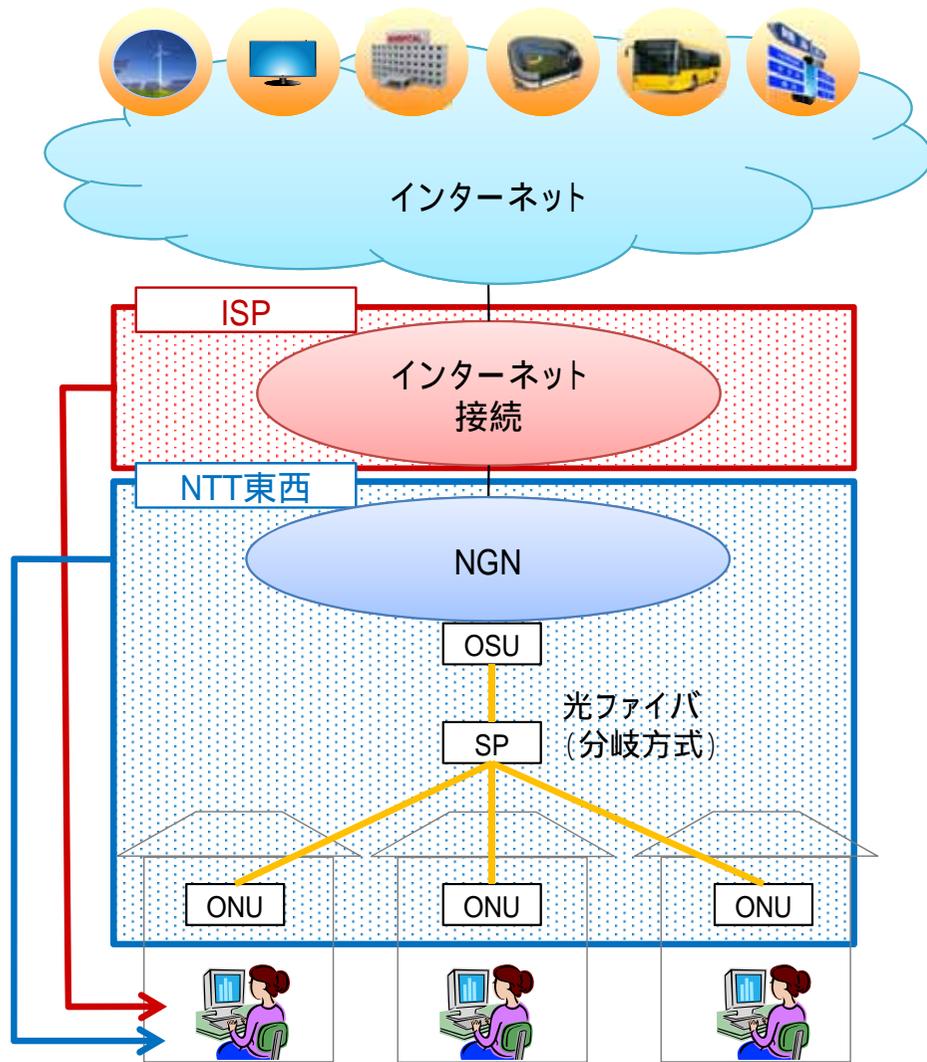
項目	検討の方向性
提供内容	<ul style="list-style-type: none"> • フレッツ光(ベストエフォートのインターネットアクセスサービス) • フレッツ光のサービス提供形態やネットワーク設備形態を変更せずに、提供先をエンドユーザから卸先事業者へ変えて提供するもの • 提供品目は、フレッツ光 ファミリー/マンション等(NTT東日本が7月1日より提供予定の1Gサービス含む) • オプションサービス(ひかり電話等)については、卸先事業者の要望に応じて検討
提供単位	<ul style="list-style-type: none"> • フレッツ光の契約単位と同じ、1回線単位
提供エリア	<ul style="list-style-type: none"> • フレッツ光のサービス提供エリア
卸料金	<ul style="list-style-type: none"> • 卸料金については検討中 • 利用形態が同じならば卸料金も同等水準を適用し、公平性を確保
提供する業務	<ul style="list-style-type: none"> • 現行のフレッツ光で提供している設備(ユーザ宅内のONU・HGW～光ファイバ～NGN)の保守運用、故障修理等については、引き続きNTT東西が実施 • 光回線の開通等の工事についても、引き続きNTT東西が実施し、工事料を卸先事業者へ請求 • お客様からの申し込みや、問い合わせ、故障受付等のエンドユーザとの窓口業務や、卸先事業者のサービスに係る端末機器等の保守サポート等については、原則、卸先事業者が実施 • 卸先事業者の要望に応じて、卸先事業者が行う業務の一部を、NTT東西が受託することも想定(その業務見合いは、卸料金には含まず、受託料として別途請求)
スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> • 卸先事業者に共通して適用する業務フロー等の基本的な提供条件について、今夏に、卸先事業者(卸の利用を検討している事業者も含む)へ提示し、その後、秘密保持契約(NDA)を締結した上で、別途、卸料金や工事料等について提示 • さらに、システム連携等についての協議を行い、卸先事業者との間で準備が整い次第、提供を開始

NTTの発表のポイント

- 2020年に向けて、メインプレーヤーからバリューパートナーとなり、新たな価値を創造していく。
- 光サービスの普及が急速に鈍化しているが、その理由は利活用が遅れているから。規制や古い商慣行がハードルとなっている。通信はメインとしてではなく、道具として何ができるか考えたい。
- **提供内容は、設備を貸すのではなく、フレッツ光のサービスそのもの。**従来は、当社の設備に他の通信事業者が自分の設備を追加してサービスを提供してきたが、**今回は、パートナーが何ら設備を持たなくてもサービスを提供可能。**ただし、パートナーが新たなサービスのための付加機能を求めれば、相談して決めていく。
- 「サービス卸」は、**相対契約であるが、公平な条件で提供。**グループ内の差別は一切しない。一定規模による条件の違いはあるが、**利用形態が同じなら同等の水準を確保する。**
- **単位は1回線単位で、バルクでの提供はない。**
- **料金水準は公表しない。**仕入れ値をオープンにしたいというパートナーはいない。ただし、**公平性担保のための措置は検討中。**
- 料金水準は、小売料金がどのレベルになるかがポイント。**先行してセット販売している事業者の小売料金を意識した卸料金である必要がある**と考える。ただし、セット割のために「サービス卸」を始める訳ではない。
- 現行法を改正せずに実現可能だが、**どうやって公平性を確保するかは考えたい。**
- 100以上の方から問い合わせを受けており、通信事業者は3分の1で残りは通信以外の産業から。
- 共通的な**業務フローは夏頃に提示**し、秘密保持契約を締結して卸料金や手数料の協議に入る予定。システム連携も必要であり、協議を経た上で準備を進めていき、**第3四半期から提供を開始したい。**
- 卸料金は、まずスピード重視で設定するが、その後の効率化等により下がっていくと思う。

参考 従来のフレッツ光と「光コラボレーションモデル」の提供形態

従来のフレッツ光

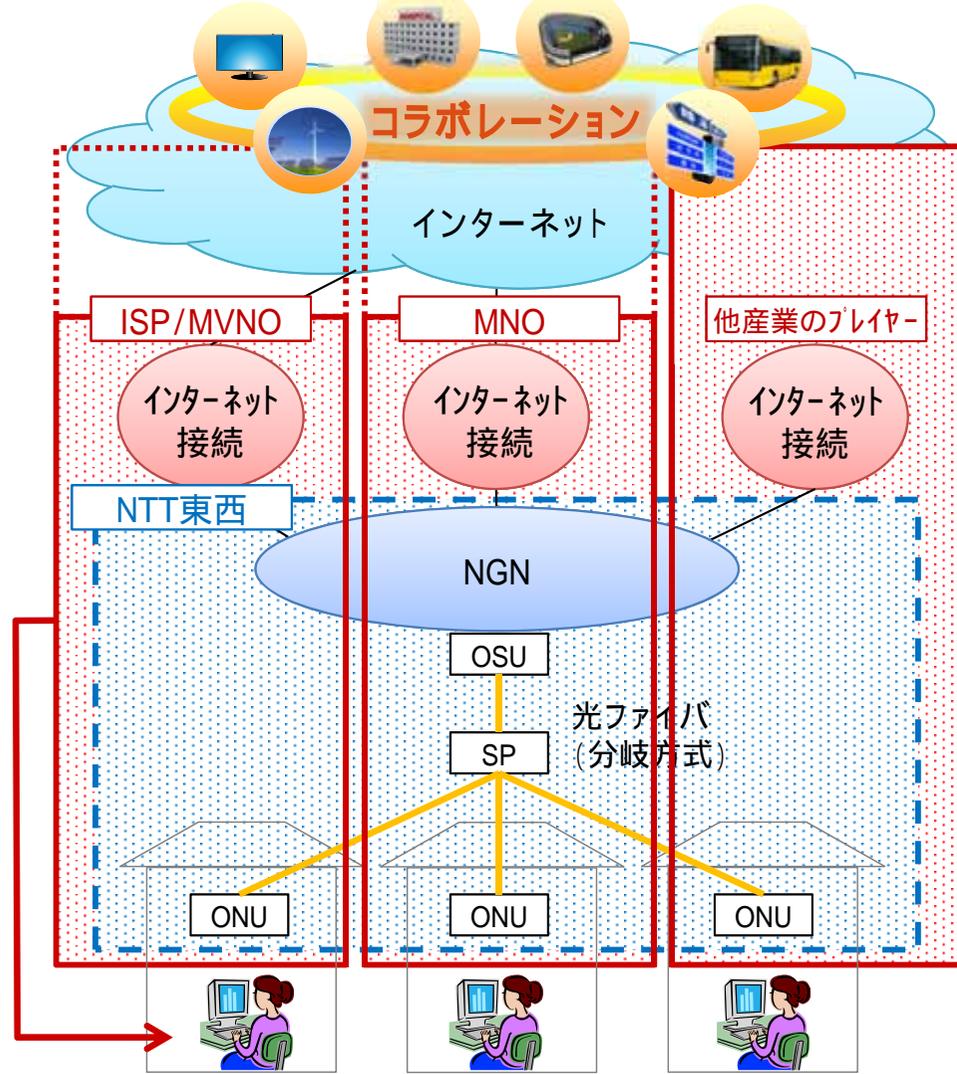


ISP等とNTT東西が
エンドユーザに
それぞれ提供

OSU: Optical Subscriber Unit (光回線終端装置と
対向して光信号を伝送する装置 (パッケージ))
ONU: Optical Network Unit (光回線終端装置)
SP: Splitter (局外分岐装置)

光コラボレーションモデル

(フレッツ光のサービス卸)



多様なプレイヤーが
自社サービスとフレッツ光を
組み合わせてエンドユーザに提供

「サービス卸」の制度的な位置づけ

	基礎的電気通信役務	指定電気通信役務	特定電気通信役務	その他の電気通信役務
役務の概要	国民生活に不可欠であるためあまねく日本全国における適切、公平かつ安定的な提供が確保されるべき電気通信役務	第一種指定電気通信設備を用いて提供するサービスであって、他の電気通信事業者による代替的なサービスが十分に提供されない電気通信役務	指定電気通信役務であって、利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信役務	
具体的なサービス	アナログ電話(加入者回線アクセス等)、第一種公衆電話、加入電話相当の0AB～JIP電話	FTTH、専用サービス、0AB～JIP電話等	加入電話・ISDN(加入者回線アクセス・通話等)、基礎的電気通信役務以外の公衆電話	ブロードバンド、携帯電話等
対象事業者	NTT東西以外も対象 (固定系電気通信事業者)	NTT東西のみが対象	同左	NTT東西以外も対象
約款規律	約款作成・届出義務あり	保障契約約款作成・届出義務あり	同左	約款作成義務なし
相対取引の可否	相対取引不可	相対取引可	相対取引可 (料金指数が基準料金指数を超える場合は認可を受けた料金による)	相対取引可
料金規律	届出制	届出制 (保障契約約款)	プライスカップ規制	事前規制なし
役務提供義務	役務提供義務あり	役務提供義務あり (保障契約約款に基づく提供を求められた場合)	同左	役務提供義務なし
会計整理義務	会計整理義務あり	会計整理義務あり	同左	会計整理義務なし

保障契約約款とは: ボトルネック設備を有するNTT東西が提供するサービスのうち、他事業者により代替的なサービスが十分に提供されていないもの(指定電気通信役務)について、料金の適正性等を確保するため、作成を義務付けられているもの。

NTT東西は、利用者から求められた場合には、保障契約約款による提供条件により、指定電気通信役務を提供する必要がある。

「サービス卸」の制度的な位置づけ



NTT東西による「サービス卸」の提供計画と2020年代に向けた課題

- NTTはNTT東西が平成26年度第3四半期以降に「サービス卸」を提供すると発表(本年5月13日)。「サービス卸」について、「卸電気通信役務」により、**相対契約**で行い**料金水準は公表しないが、公平な条件で提供し、公平性の確保のため、例えば総務省等に契約内容を非公開前提で報告する**などを想定している。
- 2020年代に向けて、異業種、MVNO等多様な事業者との連携による多様な新サービスを創出は、我が国の経済成長にも資するものであると考えられる一方で、**公正競争確保の在り方について検討**することが必要。
- なお、競争事業者等は、第一種指定電気通信設備を利用したサービス提供であること等を理由として、**相対取引の禁止、約款の作成・公表、事前の認可制などの規律**を課すこと等を求めているとともに、「サービス卸」により、設備競争が阻害されることを懸念。

1 禁止行為規制が課されるとともに、指定電気通信役務である「サービス卸」に関し、その料金その他の提供条件についての**適正性・公平性・透明性の確保**についてどう考えるべきか。

(例:料金の相対取引の是非、適正性・公平性のチェックの仕組み等について、どのように考えるべきか。)

(参考 電気通信事業法) 指定電気通信役務 : 保障契約約款を届出・公表。事業者間の合意があれば相対取引可。
禁止行為規制 : 「不当に優先的な取扱い等」は不可。

2 「サービス卸」に関するその他の論点についてどう考えるべきか。

(1) 強大な資金力、販売力、顧客基盤を持つ大手携帯電話事業者が卸先となれば、固定通信市場を支配することとなり、**モバイル市場の寡占が固定通信市場へ波及する**との意見や、**競争事業者の設備インセンティブを損ない、設備競争を消滅させる**等の意見もあるが、これらについてどう考えるべきか。

(2) NTTグループ内の**営業・販売に係る機能の集約**等を懸念され、これまでのNTTドコモの分離やNTT再編成の趣旨をないがしろにするとの意見や、NTTグループで**顧客情報を共有してグループ一体での囲い込み営業**が推進されるとの意見もあるが、これらについてどう考えるべきか。

(参考)関係事業者・団体等からの意見、関連規定

設備競争はもとよりサービス競争も消滅させてしまう

「サービス卸」は、ボトルネック設備を保有するNTT東西が、フレッツサービスを1ユーザー単位で競争排除的な料金等を設定して事業者に卸すことが可能であることから、ボトルネック設備を保有するNTT東西がそのスケールメリットによりFTTHの価格等、市場を支配することとなり、FTTH市場における自前での設備競争はもとよりサービス競争も消滅させてしまう。(KDDI)

提供条件の公平性を事前チェックするための制度的担保がないため、競争事業者を排除する懸念がある

NTTは、卸役務の相対契約提供は、料金等の提供条件について事業者間を公平に扱うため法的には問題がない、と主張しているが、そもそも政府出資を受ける特殊会社であり、ボトルネック設備と顧客基盤公社から引き継ぐことでFTTH市場において70%超の圧倒的なシェアを維持しているNTT東西の第一種指定電気通信設備に対しては、接続料の認可義務等の厳格な接続規制が課されている。一方、これを卸役務として提供する場合には、提供条件が事業者間で公平であるかを事前にチェックするための制度的な担保が存在しておらず、例えば、バルクレートによって特定の事業者のみが有利な条件で卸を受けられる料金設定になっていないか等といった点をチェックすることができない。このままでは、NTT東西が競争の激しいエリアで特定の事業者に特別料金で光アクセスの卸サービスを提供し、競争事業者を排除することが懸念される。(KDDI)

グループ一体的な事業運営等があれば、禁止行為規制の潜脱行為である

NTT東西が、NTTドコモやNTTコム等のグループ会社のみにも有利な条件で光アクセスの卸サービスを提供し、モバイルやISPサービスとの一体的なサービス提供や販売活動を行わせることによって、NTTグループとしてのスケールメリットやブランド力、販売力により競争事業者を排除することも懸念される。このような、特定の事業者を有利に取り扱う行為等は、ボトルネック設備を保有し、圧倒的な市場シェアを維持しているNTT東西に課されている禁止行為規制を潜脱する行為に他ならない。(KDDI)

NTTは、会見の中でセット割や「サービス卸」の相対での料金設定に言及。これらは、『電気通信事業分野における競争の促進に関する指針』において、明確に禁止行為とされており、サービス提供にあたっては、法令が厳格に遵守されるべき。まずは提供条件をサービス開始前に明確化し、脱法的行為ではないことを、総務省や競争事業者等が確認できるようにすることを強く要望。(ソフトバンク)

NTTドコモが本サービスを利用してセット販売を行うことは、禁止行為規制に該当する実質的なNTTグループ内での排他的な営業連携につながる可能性があり、NTT東西とNTTドコモ(直接的、間接的な連携も含む)の協調行為への整理も併せて行うべき。(イー・アクセス)

NTT再編成の趣旨に反しており、NTTの組織形態の在り方の議論に直結する

「サービス卸」をNTTドコモやNTTコム等のグループ内の事業者を提供し、提供を受けた事業者が一体的なサービス提供や販売活動を行うことについては、NTTドコモの分離やNTT再編成時の趣旨に反してNTTグループが一体化することと同義であり、NTTの組織形態の在り方議論に直結する話であると考え。リテールや卸といった事業構造の見直しを通じて、公社時代から引き継いだNTT東西の顧客基盤をNTTコムやNTTファイナンス、或いは新たに設立する子会社等を介してNTTドコモ等のグループ内の顧客情報に統合することも考えられる。(KDDI)

- 平成26年6月5日、ケーブルテレビ事業者、電力系事業者等計222者の連名により、NTT東西が「サービス卸」を提供することの問題点について、総務大臣あての要望書を提出。
- 公正競争上の制度的措置を講じること、措置が講じられるまで「サービス卸」の提供をしないよう指導すること等を要望。

要望書の内容(抜粋)

1. “光アクセスの「サービス卸」”の適法性に関する問題

ボトルネック設備である第一種指定電気通信設備を用いたサービスでありながら、卸電気通信役務としてなんら制約なく提供することについて、制度および競争上の問題がないのか慎重に検討する必要があります。光アクセス設備の接続料は認可制であることを踏まえると、例えば、光サービス卸の料金も同様に認可制とする制度見直しが必要と考えられます。加えて、NTT東西がグループ外の競争事業者にも透明性や公平性を担保して光サービス卸を提供できるのかなど、公正競争確保の観点から慎重かつ網羅的な検討が必要です。

2. NTTの実質的な再統合・一体化の問題

NTTは、2014年5月13日の会見において、光サービス卸を通じて、NTTドコモやNTTコミュニケーションズが光アクセスサービスを提供する可能性や、それを受けた人員の再配置にも言及しています。これは、光サービス卸を通じた実質的なNTT再統合・一体化の表明であり、NTTの在り方に係る政策議論を忌避し、禁止行為規制を潜脱してNTTグループの一体化を既成事実化しようとする行為に他ならず、NTTグループがさらにドミナント性を高めて公正な競争を阻害することになるため、大きな問題があります。また、NTTドコモをはじめとするNTTグループの事業者が、NTT東西のフレッツ光サービス利用者の顧客情報を共有し、NTTグループ一体での囲い込み営業が推進される恐れがあり、従来とは異なる新たな懸念が生じるものと危惧されます。

3. 設備競争への深刻な影響と大規模プレーヤーによる市場支配の恐れ

設備競争への重大な悪影響の問題

NTTは光サービス卸について、サービスレベルでの市場開放を推進することで光ファイバの普及を促進する施策であると謳っていますが、実際にはNTTの設備レベルでの独占的集中に拍車をかけ、競争事業者の設備投資インセンティブを著しく損ない、設備競争を消滅させるものであると考えます。さらに、NTT東西がインフラ設備を独占することとなれば、同社は新たな投資を避けて収容率の向上のみを追求するため、新技術を導入する設備投資インセンティブも失われる懸念があります。その結果、我が国における技術進展やサービス革新は停滞することとなります。

このように設備競争が失われれば、NTTインフラ依存の市場構造となり、単に競争活力が失われるだけでなく、災害や設備重大事故といった非常時に社会全体への影響が甚大になるため、我が国のICT基盤が脆弱化するおそれがあります。

大規模プレーヤーによる“光アクセスの「サービス卸」”を通じた固定通信市場支配の問題

今般、仮にNTT東西による光サービス卸の提供が認められた場合、大きな顧客基盤をもつ携帯電話事業者やその他の大規模プレーヤーが、相応の設備投資リスクを負うことなしに、こぞって光サービス卸を利用する事態を招く可能性があります。これが現実のものとなれば、携帯電話事業者をはじめとする大規模プレーヤーの参入による固定通信市場の市場支配を招きかねず、料金の高止まりやサービスの画一化といったマイナスの連鎖を引き起こすことは明らかです。また、自ら設備を構築することで固定通信市場の競争を繰り広げてきた、ケーブルテレビ事業者等の地域に密着する通信事業者が淘汰されかねず、そうなった場合には長い期間をかけて積み上げられてきたこれまでの競争政策の成果も瞬く間に失われることとなります。

NTT

< 料金 >

卸料金については検討中。

料金水準は、小売料金がどのレベルになるかがポイント。先行してセット販売している事業者の小売料金を意識した卸料金である必要があると考える。ただし、セット割のためにサービス卸を始める訳ではない。

卸料金は、まずスピード重視で設定するが、その後の効率化等により下がっていくと思う。

< 条件 >

卸条件については、内容、単位、エリアともに、**現行のエンドユーザ向けのフレッツ光の条件をベースとする。**

現行のフレッツ光で提供している設備(ユーザ宅内のONU・HGW～光ファイバ～NGN)の**保守運用、故障修理等**については、引き続きNTT東西が実施。

光回線の開通等の工事についても、引き続きNTT東西が実施し、**工事料を卸先事業者へ請求。**

お客様からの申し込みや、問い合わせ、故障受付等の**エンドユーザとの窓口業務**や、卸先事業者のサービスに係る**端末機器等の保守サポート等**については、**原則、卸先事業者が実施。**

卸先事業者の要望に応じて、卸先事業者が行う業務の一部を、NTT東西が**受託することも想定**(その業務見合いは、卸料金には含まず、**受託料として別途請求**)。

競争事業者

< 料金 >

MVNOのような低速で低廉なサービス実現のため、**帯域幅料金**等を希望。(日本インターネットプロバイダー協会)

柔軟な卸料金の設定として、例えば、**収容率連動料金**(光ファイバ回線が、8分岐のうち何本利用されているかという収容率に連動した卸料金)にできないか。(日本インターネットプロバイダー協会)

卸料金は、**実質のユーザ料金**(約3,600円)から**営業費を除いたレベル**(約2,700円)程度でないと、競争促進にはつながらない。(ソフトバンク)

< 条件 >

サービス卸の導入により、**過剰な販売奨励金**など表に見えない面の懸念もある(日本ケーブルテレビ連盟)

NTT

< 相対契約の是非 >

「サービス卸」の提供は**相対契約で実施**。

< 公平性・透明性の担保措置等 >

利用形態が同じなら**同等水準の料金**を適用。

卸料金水準は**そもそも公表する性格ではない**。

NDA(秘密保持契約)を締結したうえで、卸料金やその他の手数料等について具体的に相談。

公平性の担保方法は検討。

公的機関によるチェックはある旨を契約条項に入れて、**非公開を前提に総務省に事後報告**。

< バルク料金等の是非 >

バルクではなく、**1回線あたりで卸す**考え。

一定規模以上の条件は付けることを検討。

競争事業者等

< 相対契約の是非 >

約款上で様々なタイプが規定されるような柔軟な制度を作ったうえで、約款のみの取引とし、**相対契約は禁止すべき**。(日本インターネットプロバイダー協会)

一種指定設備の利用は、公平性・透明性が重要。基本的には内容が非開示となる**相対契約はすべきではない**。(ソフトバンク)

< 公平性・透明性の担保措置等 >

卸の対象がボトルネック設備であるため、公平性、透明性を確保してもらいたい。卸の提供条件について、**事前に行政がチェックする事前規制**とし、**公の場でしっかり議論して決めてもらいたい**。(ケーブルテレビ事業者および光通信事業者等222者の代表3者(ケイオプティコム、日本ケーブルテレビ連盟、大分ケーブルテレコム))

海外では、支配的事業者に対する**提供条件の約款の作成・公表**が求められている。ドイツは**事前の認可制**まで入っている現状である。(KDDI)

総務省や委員に事前説明では公平性を保つのは難しく、**第三者の監視機関を作ってチェックすべき**。(ソフトバンク)

< バルク料金等の是非 >

相対契約は原則非公開とされるため、NTTドコモのような、**大口顧客となる可能性の高いNTTグループ各社を優遇することが可能**となり、NTTグループによる市場の独占をもたらすことが想定される。(ソフトバンク、ケイ・オプティコム、KDDI)

相対での料金設定は、現行制度上明確に**禁止行為**とされており、**サービス提供にあたっては法令が厳格に遵守されるべき**。(ソフトバンク)

NTT

<グループ会社の取扱い>

一定規模以上の回線数といった条件を設定する可能性はあるが、NTTグループ内外で差がつくことはない。

「サービス卸」は、NTTグループが**固定と移動のセット割のためだけ**に行うものではない。

利用者やサービス提供事業者は、NTTグループのネットワークでしか提供できないサービスは求めておらず、キャリアフリー・ネットワークフリーの観点から、**他の様々な企業が卸のサービスを使ってサービスを提供する枠組みと、NTTグループ内の企業が提供する枠組みとで差をつけることはない。**

グループ各社が仮にその**アプリやコンテンツ**などをやろうとしたときには**基本的にオープンなもの**とならざるをえない。

契約内容の公平性については、総務省ないし総務省の委員会といった公的機関において、**非公開を前提にチェックすることを卸契約条項に盛り込む**ことを検討する。

構造問題について、グループとしては、海外の投資家からの「基本的に新しい時代に不自然ではないか」との声もあるが、**現状のままでベストな形で様々な産業の方々が新しいビジネスを起こすために考えたもの**である。従って、**構造分離の問題は、今回まったく意識して何かを変えたいと**考えたものではない。

競争事業者

<グループ会社の取扱い>

相対契約は原則非公開とされるため、NTTドコモのような、**大口顧客となる可能性の高いNTTグループ各社を優遇することが可能**となり、NTTグループによる市場の独占をもたらすことが想定される。(ソフトバンク、ケイ・オプティコム、KDDI)

「サービス卸」は基本的に相対契約が可能であり、**グループ内で有利な取引が行われているかどうか外部から確認できないため、最低保障約款ではなく、総務省が認可する約款等であらかじめ定めるべき。**(日本インターネットプロバイダー協会、KDDI)

「サービス卸」の提供条件については**事前規制**とし、NTTグループ内外で条件に**差がないか行政がチェック**すべき。(日本ケーブルテレビ連盟、大分ケーブルテレコム)

NTT東西の提供条件の**同等性を確保**するために、**第三者機関の設置等が不可欠**である。(ソフトバンク)

禁止行為規制の趣旨を踏まえれば、NTTグループ内において**実質的な固定と移動のセット割引の実施が可能になるようなことは認めべきではない。**(ソフトバンク)

「サービス卸」と併せて、**グループ連携**を強化すれば、これまでの**分離・分割の趣旨**をないがしろにする。NTTグループ内の、**特に営業機能の統合が進めば、競争が後退**することは避けられない。(KDDI)

<情報の取扱い>

NTT東西の顧客情報を、**第三者等を介してNTTドコモと共用**するなどして市場を**囲い込むことが可能**となり、**公正競争を阻害**するおそれがある。(KDDI)

NTT東西のフレッツ光サービス利用者の顧客情報を共有し、NTTグループ**一体での囲い込み営業が推進**されるおそれがある。(ケーブルテレビ事業者および光通信事業者等222者の代表3者(ケイオプティコム、日本ケーブルテレビ連盟、大分ケーブルテレコム))

競争事業者からの主な意見

ヒアリング及び要望書等から総務省作成

< 携帯電話事業者による寡占市場について >

強大な資金力、販売力、顧客基盤を持つ大手携帯電話事業者が卸先となれば、二種指定を受けているモバイル3社が固定通信市場を支配することとなり、モバイル市場の寡占が固定通信市場へ波及し、固定通信の料金高止まりを招く。(ケイ・オプティコム)

ある程度事前規制によって価格が公正なものになったとしても、キャッシュバックといったものが実態として存在しており、NTTグループの資金力をもって、表に見えない競争も始まる可能性があることを危惧している。(日本ケーブルテレビ連盟)

ケーブルテレビ事業者においても、固定と無線のセット割が可能となるよう、無線サービスの新規参入を促し、携帯電話サービスの卸提供やMVNOの促進、地域BWAの継続等を行って頂きたい。(日本ケーブルテレビ連盟)

< 固定通信サービスの地域における多様性等について >

「サービス卸」の提供によって、NTT東西のような大規模な事業者によって固定通信市場が支配され、これまでの地域に根ざしたサービスが、全国画一的なものになるおそれがある。(日本ケーブルテレビ連盟)

NTT東西自身の収容率ではなく、日本全体でブロードバンドが繋がっていない世帯にいかに関与するかを議論すべき。(KDDI)

< その他意見 >

「サービス卸」については、ひかり電話も併せて提供して頂きたい。提供方式については、卸提供はIPoE方式のみでなく、従来から行われているPPPoE方式でも提供してほしい。また、提供にあたっては、2年契約をしている利用者が、同じISP内で「サービス卸」のサービスに移行する場合に、解約によって違約金が発生しないようにして頂きたい。(日本インターネットプロバイダー協会)

大手ISPから中小ISPへの二次卸についても、従来通り可能となるようにして頂きたい。(日本インターネットプロバイダー協会)

全ての電気通信役務

- ・競争事業者の電話(通話等)
- ・競争事業者のISDN
- ・競争事業者の専用線
- ・IP電話
- ・携帯電話、PHS
- ・インターネット接続サービス等

NTT東西の
フレッツISDN
・ビジネスイーサ

基礎的電気通信役務 (契約約款届出対象役務)

(国民生活に不可欠であるためあまねく日本全国における適切、公平かつ安定的な提供が確保されるべき電気通信役務)

競争事業者の電話
(加入者回線アクセス、離島特例通話、緊急通報)

NTT東西の加入電話
(加入者回線アクセス、離島特例通話、緊急通報)

NTT東西の第一種公衆電話
(市内通話、離島特例通話、緊急通報)

指定電気通信役務 (保障契約約款届出対象役務)

(ボトルネック設備を設置する電気通信事業者が、それらの設備を用いて提供するサービスであって、他の電気通信事業者による代替的なサービスが十分に提供されない電気通信役務)

- NTT東西の
- ・Bフレッツ
 - ・フレッツ光ネクスト
 - ・一般専用サービス
 - ・ひかり電話
 - ・オフトーク通信
 - ・フレッツISDN

特定電気通信役務 (プライスカップ規制対象役務)

(指定電気通信役務であって、利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信役務)

- ・NTT東西の加入電話(市内通話、県内市外通話等)
- ・NTT東西のISDN(加入者回線アクセス、市内通信、県内市外通信)
- ・NTT東西の公衆電話(基礎的電気通信役務以外)

禁止行為規制の概要について(電気通信事業法第30条)

禁止行為規制とは、市場支配的な電気通信事業者が市場支配力を濫用することにより、公正競争環境を損なうことを防止する観点から、特定の電気通信事業者に対する不当に優先的又は不利な取扱い等を禁止する制度。

	第一種指定電気通信設備制度(固定系)	第二種指定電気通信設備制度(移動系)
指定要件	都道府県ごとに 50%超のシェアを占める加入者回線を有すること NTT東西を指定(98年)	業務区域ごとに 10%超(当初は25%超)のシェアを占める端末設備を有すること NTTドコモ(02年)、KDDI(05年)、沖縄セルラー(02年)、 ソフトバンクモバイル(12年)を指定
指定対象設備	加入者回線及びこれと一体として設置される電気通信設備であって、他の電気通信事業者との接続が利用者の利便の向上及び電気通信の総合的かつ合理的な発達に欠くことができない電気通信設備	基地局回線及び移動体通信役務を提供するために設置される電気通信設備であって、他の電気通信事業者との適正かつ円滑な接続を確保すべき電気通信設備
接続関連規制	第一種指定電気通信設備を設置する者に対する規制 接続約款(接続料・接続条件)の認可制 接続会計の整理義務 網機能提供計画の届出・公表義務	第二種指定電気通信設備を設置する者に対する規制 接続約款(接続料・接続条件)の届出制 接続会計の整理義務
利用者料金関連規制	指定電気通信役務(第一種指定電気通信設備により提供される役務であって、他の事業者による代替的なサービスが十分に提供されないもの) → 契約約款の届出制 電気通信事業会計の整理義務 特定電気通信役務(指定電気通信役務のうち、利用者の利益に及ぼす影響が大きいもの) → プライスキャップ規制	更に、収益ベースのシェアが25%を超える場合に個別に指定された者に対する規制 NTTドコモ(02年)を指定
行為規制	特定業務以外への情報流用の禁止 各事業者の公平な取扱い 製造業者等への不当な規律・干渉の禁止 電気通信事業会計の整理義務 特定関係事業者との間のファイアウォール 設備部門と営業部門との間の機能分離 委託先子会社への必要かつ適切な監督	特定業務以外への情報流用の禁止 各事業者の公平な取扱い 製造業者等への不当な規律・干渉の禁止 電気通信事業会計の整理義務

- 電気通信事業法第29条に規定する「業務改善命令」とは、電気通信事業者等の方法等が不適切に行われ、**利用者の利益や公共の利益が阻害**されている場合、それを**確保するために必要な限度においてのみ業務の方法の改善その他の措置をとることを命ずる**ことができる制度。
- 本規定については、平成15年の電気通信事業法の改正より、料金や契約約款を認可や届出に係らしめ、行政が事前に電気通信役務の提供条件の適正性を確保するため事前規制方式から、原則として電気通信役務の**料金・契約約款の認可・届出等を不要**として、電気通信事業者と利用者との間の自由な交渉に委ね、**何か問題が生じた場合に事後的な救済を図る事後規制方式**へ移行したこと等に伴い、**発動要件の整理・明確化**が行われている。

(参考)電気通信事業法第30条の禁止行為規制

市場支配力を有する電気通信事業者について、他の電気通信事業者との間に**不当な競争を引き起こすおそれのある当該電気通信事業者の行為を類型化してあらかじめ禁止**し、仮にそのような行為が行われた場合に、**ただちに**、これを速やかに是正・除去するための**行為の停止・変更命令**、行政処分(電気通信事業の登録の取消し等)の**対象**となり得るため、業務の改善命令とは性質が異なる。

電気通信事業法(抄)

(業務の改善命令)

第二十九条 総務大臣は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、電気通信事業者に対し、**利用者の利益又は公共の利益を確保するために必要な限度において、業務の方法の改善その他の措置をとるべきことを命ずる**ことができる。

一 (略)

二 電気通信事業者が特定の者に対し**不当な差別的取扱い**を行つているとき。

三 (略)

四 電気通信事業者が提供する電気通信役務(基礎的電気通信役務又は指定電気通信役務(保障契約約款に定める料金その他の提供条件により提供されるものに限る。))を除く。次号から第七号までにおいて同じ。)に関する**料金についてその額の算出方法が適正かつ明確でない**ため、利用者の利益を阻害しているとき。

五 電気通信事業者が提供する電気通信役務に関する**料金その他の提供条件**が他の電気通信事業者との間に**不当な競争を引き起こすもの**であり、その他**社会的経済的事情に照らして著しく不相当**であるため、利用者の利益を阻害しているとき。

六~九 (略)

十 電気通信事業者が電気通信設備の接続、共用又は**卸電気通信役務**(電気通信事業者の電気通信事業の用に供する電気通信役務をいう。以下同じ。)の提供について**特定の電気通信事業者に対し不当な差別的取扱い**を行い**その他これらの業務に関し不当な運営**を行つていることにより**他の電気通信事業者の業務の適正な実施に支障が生じている**ため、公共の利益が著しく阻害されるおそれがあるとき。

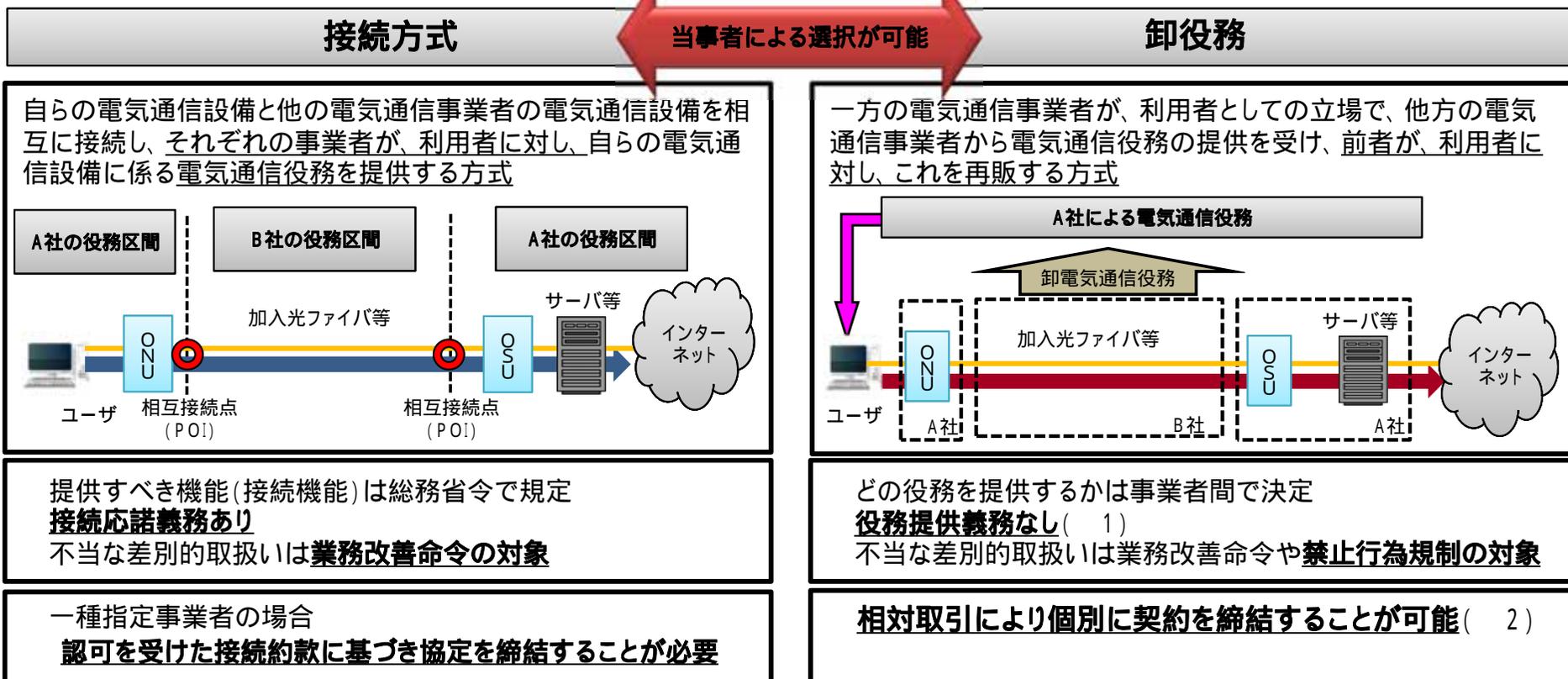
十一 (略)

十二 前各号に掲げるもののほか、電気通信事業者の事業の運営が適正かつ合理的でないため、**電気通信の健全な発達又は国民の利便の確保に支障**が生ずるおそれがあるとき。

2 (略)

【制度の現状】

- 加入光ファイバの利用形態としては、電気通信事業法上は「接続」と「卸役務」のいずれかの方式を当事者が任意に選択可能。
- 「接続」を利用する方式の場合、接続事業者は、総務大臣の認可を受けた**接続約款に基づき**、一律に適用される**接続料・接続条件で接続協定を締結**することが可能。他方、それ以外の接続料・接続条件では接続協定を締結できない。
- 「卸役務」を利用する方式の場合、事業者間で個別に設定した料金等により、**柔軟にネットワークの提供を受け**ることが可能。



1 ただし、認定電気通信事業者については、正当な理由がなければ、当該事業に係る役務提供を拒んではならない(電気通信事業法第121条)。

2 ただし、卸役務が指定電気通信役務に該当する場合、保障契約約款の事前届出が必要(電気通信事業法第20条)。

	設備共用 事業法 § 38	接続 事業法 § 32 ~ 35	卸電気通信役務 事業法 § 39
概念	電気通信設備を共同使用又は共有により使用すること	電気通信設備相互間を電氣的に接続すること	電気通信事業者の電気通信事業の用に供する電気通信役務
応諾・提供義務	応諾義務なし	応諾義務あり	提供義務なし
裁定・命令	総務大臣の裁定・命令可能	総務大臣の裁定・命令可能	総務大臣の裁定・命令可能
非対称規制	非対称規制あり	非対称規制あり	非対称規制なし
約款規律	約款作成義務なし	事前認可制 (一種指定設備) 事前届出制 (二種指定設備)	約款作成義務なし
協定・契約規律	事前届出制 (一種指定設備)	接続約款による協定締結義務あり (一種指定設備・二種指定設備)	契約届出義務等なし
料金規律	料金に関する規律なし	一部料金に関する規律あり (一種指定設備・二種指定設備)	料金に関する規律なし